

鹿児島すこやか長寿プラン 2015

平成 27 年度～平成 29 年度

概 要 版

高齢者が住み慣れた地域で
安心して暮らしていける長寿社会の実現

平成 27 年 3 月



計画作成の趣旨

少子高齢化の進行に加え、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37(2025)年には介護需要が増大するとともに、高齢化の進行により高齢者の生活様式、考え方及び価値観も一層多様化すると考えられます。

こうした時代潮流等を踏まえ、平成37(2025)年の高齢者像、高齢社会像を念頭に置き、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らせるよう、これまでの取組を発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業に積極的に取り組み、地域社会全体で支える仕組みづくりなど市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画として作成しました。

計画の性格

この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、介護保険法に基づく「県介護保険事業支援計画」と一体のものとして作成するものです。

また、「県保健医療計画」など他の計画との調和を図りながら、本県における高齢者の保健・医療・福祉等に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的方向を明らかにするものです。

計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年計画とします。

高齢者保健福祉圏域の設定

保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、鹿児島県保健医療計画の二次保健医療圏と一致させて、次の9つの圏域を設定しています。

(圏域名)

- 鹿児島圏域
- 南薩圏域
- 川薩圏域
- 出水圏域
- 始良・伊佐圏域
- 曾於圏域
- 肝属圏域
- 熊毛圏域
- 奄美圏域

計画の基本的な方向

基本理念

心豊かで活力ある長寿社会を目指して
～高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立し社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていける長寿社会の実現～

政策目標

生きいきと暮らせる長寿社会づくり

～高齢者が生きがいを持って、すこやかで心豊かに暮らせる地域社会の実現

安心して暮らせる長寿社会づくり

～いつでも、どこでも、だれでも保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる地域社会の実現

支え合って暮らせる長寿社会づくり

～互いに認め合い、助け合い、共に生きる地域社会の実現

施策の展開

重点目標

この計画においては、基本理念「心豊かで活力ある長寿社会を目指して」のもと、次の二つを重点目標とし、3つの政策目標の実現に向けた主要施策の有機的な連携を図ります。

- 健康づくりと社会参加の推進
- 地域で高齢者を支える仕組みづくり

主要施策

政策目標や重点目標の実現に向けて、次の主要施策を展開します。

1 健康づくりと社会参加の推進	高齢者が、生活習慣病等を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るためには、若い世代からの取組が重要であることから、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手の中心として、社会参加することや、就労、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
2 地域包括ケアシステム構築の推進	「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場（日常生活圏域）において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されることを目指します。
3 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるようにするための施策を推進します。
4 高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持の増進や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
5 介護給付等対象サービス基盤の充実	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、持続可能な介護保険制度の構築に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようにするための施策を推進します。
6 高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れるようにするための施策を推進します。
7 人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
8 計画の推進	計画を効果的に推進していくための方策を定め、適切な進行管理を行います。

施策の内容

第1章 健康づくりと社会参加の推進

第1節 健康づくりの推進

項目	施策の方向
1 健康づくりの普及啓発・環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none">・「健康かごしま21(平成25年度から平成34年度)」の推進・個人の行動変容の促進と社会環境の整備による健康づくりの推進・地域・職域・学域保健の連携による健康づくりの推進・女性の生涯を通じた健康支援・産業界との連携及び地域資源の活用
2 脳卒中对策の推進	<ul style="list-style-type: none">・脳卒中の発症リスクの予防(一次予防),発症リスクの早期発見及び指導強化(二次予防),再発防止・重症化予防の推進(三次予防)
3 がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少・患者やその家族の苦痛の軽減,療養生活の質の維持向上・がんになっても安心して暮らせる社会の構築
4 ロコモティブシンドローム(運動器症候群)対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・認知度の向上による生活習慣の改善促進・健康教室等の活用やロコトレ・ロコチェックなどの普及による発症・重症化予防の推進
5 COPD(慢性閉塞性肺疾患)対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・COPDの理解促進・公共施設や職場等での受動喫煙防止対策及び禁煙支援の充実
6 CKD(慢性腎臓病)対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・県民向け講演会の開催等によるCKDに関する普及啓発・かかりつけ医と腎臓専門医の診療連携などによる早期発見・早期治療による体制づくりの推進
7 歯科口腔保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・口腔機能の維持向上に関する普及啓発・口腔検診事業と介護予防事業(二次予防)等との連携促進
8 こころの健康づくり・自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・関係機関・団体と連携した普及啓発・高齢者の生きがいづくりや高齢者等くらし安心ネットワークの充実・健診等におけるうつ等の早期発見・早期対応・県精神保健福祉センターや保健所等での相談機能の充実
9 市町村保健センターの活用	<ul style="list-style-type: none">・市町村保健センター及びその類似施設等の活用促進

第2節 各種健診等の推進

項目	施策の方向
1 特定健康診査・特定保健指導等の推進	<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査・特定保健指導の推進・長寿健診の促進
2 健康増進事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・健康教育・健康相談・訪問指導の推進・歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の推進・がん検診の推進

第3節 生きがづくり・社会参加活動の推進

項 目	施策の方向
1 すこやか長寿社会運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか長寿社会運動推進体制の整備 ・長寿社会の意識啓発 ・「高齢者元気・ふれあい推進月間」における健康・生きがづくり活動の促進
2 生きがづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがづくりの推進 ア シルバー文化作品展の開催 イ いきいきシルバースポーツ大会の開催 ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加
3 共生・協働の地域社会づくりへの参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者リーダー等の養成 ア 「かごしまねんりん大学」の実施 イ 「高齢者元気・ふれあい推進員」の設置 ・社会貢献活動の促進 ア 社会貢献活動団体の表彰，活動事例の広報 イ シニア世代の社会貢献活動の促進 ウ 共生・協働の理念普及，社会貢献活動の情報発信と活動団体の交流の促進
4 老人クラブ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県老人クラブ連合会への支援 ・市町村老人クラブ連合会への支援 ・単位老人クラブへの支援
5 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の拡充，学習情報の収集・提供等 ・「かごしま県民大学中央センター」を拠点とした学習機会の提供，学習成果を生かせる環境づくりの推進等
6 生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「マイライフ・マイスポーツ運動」の推進
7 その他各種生きがづくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「かごしま地域塾」の県内全域での展開等による，「郷土の先輩」としての地域の青少年とのふれあい活動をととした生きがづくり

第4節 就業・就労対策の推進

項 目	施策の方向
1 雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の継続雇用の促進 ・再就職の促進
2 農林漁業における就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の技術，知識，経験を生かした活動の促進 ・集落のリーダー，相談役，新規着業者等の指導者としての活動促進
3 シルバー人材センターの育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県シルバー人材センター連合会との連携によるセンターの育成・強化の推進 ・就業機会の開拓，未設置町村におけるセンターの設立促進

第2章 地域包括ケアシステム構築の推進

第1節 地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の支援

項 目	施策の方向
1 地域包括ケアシステム構築のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成37(2025)年の地域包括ケアシステム構築に向けた市町村への総合的な支援
2 地域包括支援センターの機能強化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの職員を対象とした研修の実施 ・地域包括支援センター運営協議会の活用促進 ・在宅介護支援センター等との連携・協働の促進

第2節 在宅医療・介護連携の推進

項目	施策の方向
1 在宅医療・介護連携の推進体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、県、関係団体等の役割分担の明確化 ・在宅医療・介護連携の実施拠点となる基盤整備への支援 ・在宅医療・介護連携を推進する多職種によるチーム医療の推進 ・在宅医療・介護関係者の人材育成 ・在宅医療・介護サービス、看取り等に関する地域住民への普及啓発 ・二次医療圏域・関係市町村の連携支援
2 地域リハビリテーションの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能の向上にむけた地域リハビリテーション提供体制の整備 ・地域リハビリテーションを推進するネットワークの構築

第3節 日常生活を支援する体制の整備

項目	施策の方向
1 地域における見守り・支え合いの体制づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を地域全体で支える「互助活動」の活性化 ・元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍する地域づくり ・地域見守りネットワークの充実
2 生活支援・介護予防サービスの提供体制構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防サービス提供の基盤整備に向けた取組の推進 ・多様な主体による重層的な生活支援・介護予防サービス提供体制の推進
3 生活支援コーディネーターの養成と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの人材育成・資質向上 ・生活支援コーディネーターの活動支援

第4節 介護予防の推進

項目	施策の方向
1 自立した生活を見据えた介護予防の推進体制構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自らの健康づくりや社会参加活動の促進 ・地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組の推進
2 地域における介護予防の体制づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の早期発見・早期支援のための重層的な地域ネットワーク構築の推進 ・住民主体の介護予防活動の推進及び普及啓発

第5節 高齢者に適した住環境の形成促進

項目	施策の方向
高齢者に適した住環境の形成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム(老朽施設)改築促進等 ・軽費老人ホームのケアハウスへの移行促進等 ・有料老人ホームのサービスの質の確保・向上等 ・高齢者向け賃貸住宅等の供給促進 ・賃貸住宅の質の向上と管理運営の確保 ・高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備促進 ・高齢者向けの住まいの普及啓発

第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保

第1節 本県における認知症の現状

項目	施策の方向
本県における認知症の現状	<ul style="list-style-type: none">・本県における認知症の人等を取り巻く現状と課題と新オレンジプランを踏まえた総合的な認知症施策の推進

第2節 認知症予防の推進

項目	施策の方向
認知症予防の推進	<ul style="list-style-type: none">・認知症予防の効果的な取組の普及、支援等・脳卒中などの生活習慣病を予防するための健康づくりの推進

第3節 早期診断・早期対応の推進

項目	施策の方向
1 認知症ケアパスの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">・県のホームページや広報誌等への掲載による普及・啓発
2 早期診断・早期対応の体制構築	<ul style="list-style-type: none">・認知症疾患医療センター未設置圏域の解消・認知症疾患医療センターを拠点とした関係機関相互のネットワークの形成促進・認知症初期集中支援チームの設置促進・もの忘れの相談ができる医師（かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者）や認知症サポート医の育成・認知症サポート医の活動の促進

第4節 認知症の人と家族への支援の充実

項目	施策の方向
1 認知症の正しい理解の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">・認知症サポーターとキャラバン・メイトの養成・活用・認知症の正しい理解の普及・啓発
2 地域の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・認知症に関する相談窓口の周知・地域の見守り体制の構築支援・認知症地域支援推進員の設置促進
3 在宅・事業所等での認知症ケアの充実	<ul style="list-style-type: none">・家族介護者の精神的負担の軽減及び、介護技術の習得の支援・介護・医療従事者、地域包括支援センター職員等の認知症対応力の向上・認知症疾患医療センターにおける認知症カフェの開設支援
4 若年性認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・県民への若年性認知症に関する正しい理解の普及・啓発・若年性認知症の方の早期診断・早期対応への取組の支援

第5節 高齢者の権利擁護

項目	施策の方向
1 高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への対応及び高齢者の権利擁護に係る研修等の実施 ・県民へ的高齢者虐待に関する普及啓発 ・認知症施策と連携した取組の推進 ・関係機関の連携による対策の推進
2 日常生活の自立支援や成年後見制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用手続、金銭管理など福祉サービス利用支援事業への支援 ・成年後見制度の活用促進

第4章 高齢者医療の適切な推進

第1節 後期高齢者医療制度の円滑な運用

項目	施策の方向
後期高齢者医療制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るための財政支援 ・県後期高齢者医療広域連合等に対する必要な助言

第2節 「鹿児島県医療費適正化計画」の推進

項目	施策の方向
1 県民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康意識の向上 ・生活習慣病等の予防 ・健康保持推進体制の強化
2 医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の整備 ・地域包括ケア体制の整備充実 ・かかりつけ医の普及等その他の取組

第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実

第1節 多様な介護サービスの提供と質の確保・向上

項目	施策の方向
1 介護保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険財政の安定的な運営 ・公平・公正な要介護（要支援）認定の確保 ・介護保険制度に対する理解の促進
2 多様な介護サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な介護サービス提供体制の整備 ・離島等におけるサービス確保
3 介護サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの提供に係る質の確保・向上 ・介護サービス情報の公表制度の推進 ・福祉サービス第三者評価事業の推進
4 福祉用具・介護技術等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・県介護実習・普及センターでの介護実習等の各種講座の開催を通じた介護技術等の習得支援 ・福祉用具及び高齢者に優しい住宅の普及等

第2節 介護サービスの種類とサービス量の見込み

項目	施策の方向
介護サービスの種類とサービス量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・参酌標準 ・療養病床の転換への対応 ・長期入院精神障害者の地域生活移行への対応 ・介護サービス見込量 ・必要入所（利用）定員総数の設定

第3節 介護給付等に要する費用の適正化の推進

項目	施策の方向
介護給付等に要する費用の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化の推進 ・県介護給付適正化プログラムの推進

第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保

第1節 高齢者の住みよいまちづくり

項目	施策の方向
1 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりの普及啓発，ボランティアの活動促進，福祉教育等の充実など，ソフト面のバリアフリー化の促進 ・公共的施設，公共交通機関など，ハード面のバリアフリー化の促進 ・県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の普及啓発
2 交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の確保及び持続可能な地域公共交通体系の構築 ・すべての市町村での福祉有償運送運営協議会の設置促進

第2節 高齢者の安全な暮らしづくり

項目	施策の方向
1 交通事故防止対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動の展開 ・交通安全ネットワークの構築 ・「参加・体験型」交通安全教育の推進 ・高齢者の保護誘導活動の強化 ・運転免許自主返納の促進 ・広報啓発活動の積極的な推進 ・高齢者にやさしい交通環境の整備 ・農作業事故防止対策の推進
2 消費者トラブルの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座の開催などによる消費者啓発の促進 ・県消費生活情報ネットワーク等による消費者トラブル関連情報の提供 ・成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の活用促進 ・地域での見守り活動の支援
3 要介護高齢者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム等のあり方の検討や地域における支援体制づくりの支援 ・生涯安心して暮らせる居住の確保

項目	施策の方向
4 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・啓発活動の推進 ・ 各種防犯運動の展開 ・ 防犯ボランティア団体に対する活動等の支援 ・ 警察安全相談等の相談体制の強化 ・ 地域警察官による高齢者宅の訪問など保護活動の推進
5 防災対策の推進及び災害時における高齢者等の要配慮者に対する安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防思想の普及啓発，住宅用火災警報器の早期設置促進 ・ 市町村における「要配慮者の避難支援プラン」の作成促進 ・ 自主防災組織の育成 ・ 市町村における避難所管理運営体制整備の促進 ・ 市町村における在宅要配慮者の避難支援体制整備の促進 ・ 災害時における救援活動などのボランティア活動の促進 ・ 災害時緊急医薬品等の備蓄及び安定的な供給体制の維持 ・ 地域で支え合うネットワークの活用 ・ 生活機能低下の予防 ・ 要配慮者利用施設を保全する砂防事業の推進 ・ 土砂災害警戒区域等の指定による市町村の警戒避難体制の整備促進

第7章 人材の育成・確保

第1節 人材の養成研修の推進

項目	施策の方向
1 保健・医療・福祉の専門職の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の資質向上のための研修会の実施及び人材の確保・定着の促進 ・ 市町村への技術支援等 (専門職) 介護支援専門員(ケアマネジャー) 訪問介護員(ホームヘルパー) 社会福祉士及び介護福祉士 社会福祉主事 医師 保健師及び看護師等 薬剤師 理学療法士及び作業療法士 歯科医師 歯科衛生士及び歯科技工士 管理栄養士・栄養士及び健康づくり指導者等
2 介護職員の平成37(2025)年の将来推計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点にたった介護職員等の確保・定着対策の検討
3 ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに関する啓発や登録・あっせん等の促進 ・ ボランティアのネットワーク化の推進 ・ ボランティア講座の開催などによる社会福祉に関する理解の推進

第2節 介護従事者の就労環境等の整備促進

項 目	施策の方向
1 介護職員の処遇改善	・キャリア・パス（昇進・研修体系等）の構築支援 ・働きながら子育てのできる環境の構築支援
2 労働法規の遵守	・介護サービス事業所への指導・助言
3 介護従事者の専門性の向上	・医療的ケアのできる介護従事者の養成

第3節 県福祉人材・研修センターの充実等

項 目	施策の方向
県福祉人材・研修センターの充実等	・研修内容やコース編成の充実 ・求人事業者、求職者双方の立場からの人材確保対策の推進

第4節 NPO等多様な主体の活動の推進等

項 目	施策の方向
NPO等多様な主体の活動の推進等	・コミュニティ活動を支える人材等の育成・支援

第8章 計画の推進

第1節 関係機関・団体等との連携

項 目	施策の方向
関係機関・団体等との連携	・医師会等との連携の推進 ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携の推進 ・地域の多様な主体との協働の推進
地域保健医療福祉協議会等での活動支援	・保健・医療・福祉の総合的な施策の推進

第2節 推進体制の充実

項 目	施策の方向
推進体制の充実	・県高齢社会対策推進本部を推進母体とした総合的な計画の推進

第3節 進行管理

項 目	施策の方向
進行管理（評価システム）	・主要施策の進捗状況の把握などによる適切な進行管理

(参考) 本県における高齢者等の地域包括ケアシステムの概念(イメージ)

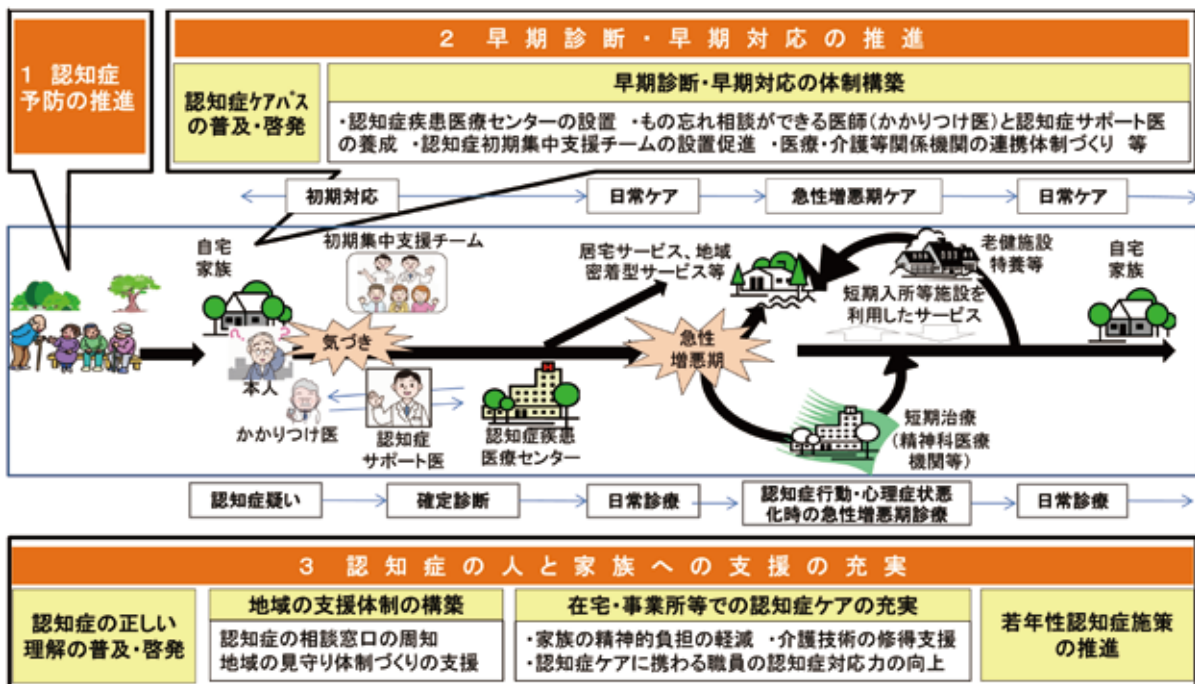
この計画においては、高齢者を取り巻く自助・互助活動の促進・充実を図りつつ、高齢者等へ医療や介護等の社会的支援を提供する共助・公助サービスの各主体が、個々の高齢者等のニーズに応じ相互に連携・補完しながらその機能を活かし、必要なケアをマネジメントしていくシステムづくりを目指します。



(参考) 本県における認知症の施策の方向性

この計画では、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。

国の認知症施策推進総合戦略の方向性を踏まえつつ、認知症の人の状態に応じて切れ目のないサービス提供を行えるよう、市町村等との連携を図りながら、「認知症予防の推進」、「早期診断・早期対応の推進」、「認知症の人と家族への支援の充実」を総合的に推進します。



介護サービスの見込み

区分	サービスの種類	内 容	平成24年度実績 (1月当たり利用者)	平成29年度見込 (1月当たり利用者)
在宅系	居宅・地域密着型サービス (居住系サービスを除く)	居宅要介護者を対象に、自宅で受ける訪問介護や訪問看護等の訪問系サービス、事業所へ通って受ける通所介護等の通所系サービス、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス等を提供します。	33,646人	41,174人
	介護予防・地域密着型介護予防サービス (居住系サービスを除く)	居宅要支援者を対象に、自立の促進に向けた介護予防訪問介護等の訪問系のサービス、事業所への通って受ける介護予防通所介護等の通所系サービス、介護予防小規模多機能型居宅介護等の地域密着型介護予防サービス等を提供します。	17,790人	17,307人
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護(要支援)者を対象に、共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を提供します。	5,216人	5,965人
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) (地域密着型を含む)	有料老人ホーム等に入居する要介護(要支援)者を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。	1,831人	2,325人
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (地域密着型を含む)	常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。	9,670人	11,065人
	介護老人保健施設	病状が安定しており入院治療は必要ないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者を対象に、家庭に復帰できるよう、リハビリや看護を中心とする医療や日常生活上の世話等を提供します。	6,171人	6,451人
	介護療養型医療施設	病状は安定しているが、医療の必要性が高いなどの理由で長期間にわたる療養が必要な要介護者を対象に、医療や日常生活上の世話等を提供します。(平成29年度末で廃止)	1,193人	1,043人
		合 計	75,517人	85,330人

主な指標

1 地域包括ケアシステム構築の推進

指標項目	現況 (年度)	目標値 (H29年度)
(1) 高齢者人口1,000人当たりの訪問看護ステーション利用実人員数	8.4人 (H24)	11.4人
(2) 新総合事業における通所型サービスとしての「住民主体の運営における自主的な集いの場」の数	0か所 (H26)	115か所以上

2 認知症施策の推進

指標項目	現況 (年度)	目標値 (H29年度)
(1) 認知症研修の参加者（認知症サポーター）の数	90,438人 (H26) ^{※1}	120,000人
(2) 認知症疾患医療センターの数	8か所 (H26)	12か所
(3) かかりつけ医認知症対応力向上研修を修了し、県ホームページに掲載されている医師（もの忘れの相談ができる医師）の数	299人 (H26) ^{※2} (33市町村)	500人 (43市町村)

※1 平成26年12月末現在

※2 平成26年10月末現在

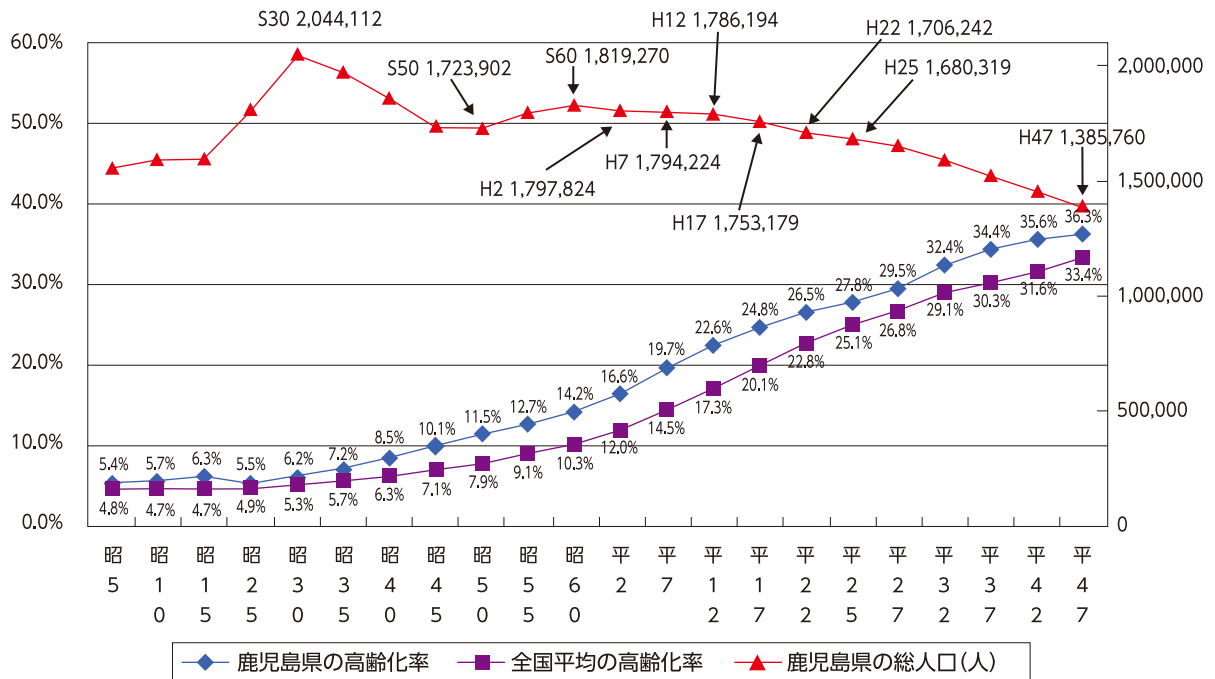
3 健康づくりの推進

指標項目	現況 (年度)	目標値 (H29年度)	
(1) 市町村国保における特定健診実施率	40.8%(H24)	60%以上	
※65歳～74歳における実施率	51.2%(H24)		
(2) 市町村国保における特定保健指導実施率	33.6%(H24)	60%以上	
※65歳～74歳における実施率	40.7%(H24)		
(3) がん検診受診率	胃がん	14.5%(H24)	50%以上 <small>(胃がん、大腸がん、肺がんについては、当面40%以上)</small>
	大腸がん	20.9%(H24)	
	肺がん	28.1%(H24)	
	乳がん（女性）	28.5%(H24)	
	子宮がん	22.2%(H24)	

(注) 「健康づくりの推進」に関する指標項目については、「県医療費適正化計画（特定健康診査等指針の参酌標準）」及び「県がん対策推進計画」との整合性を図る観点から、当面、平成29年度を目標年度とする。なお、これらの指標項目については、上記両計画の改定時に合わせて目標値を見直すこととする。

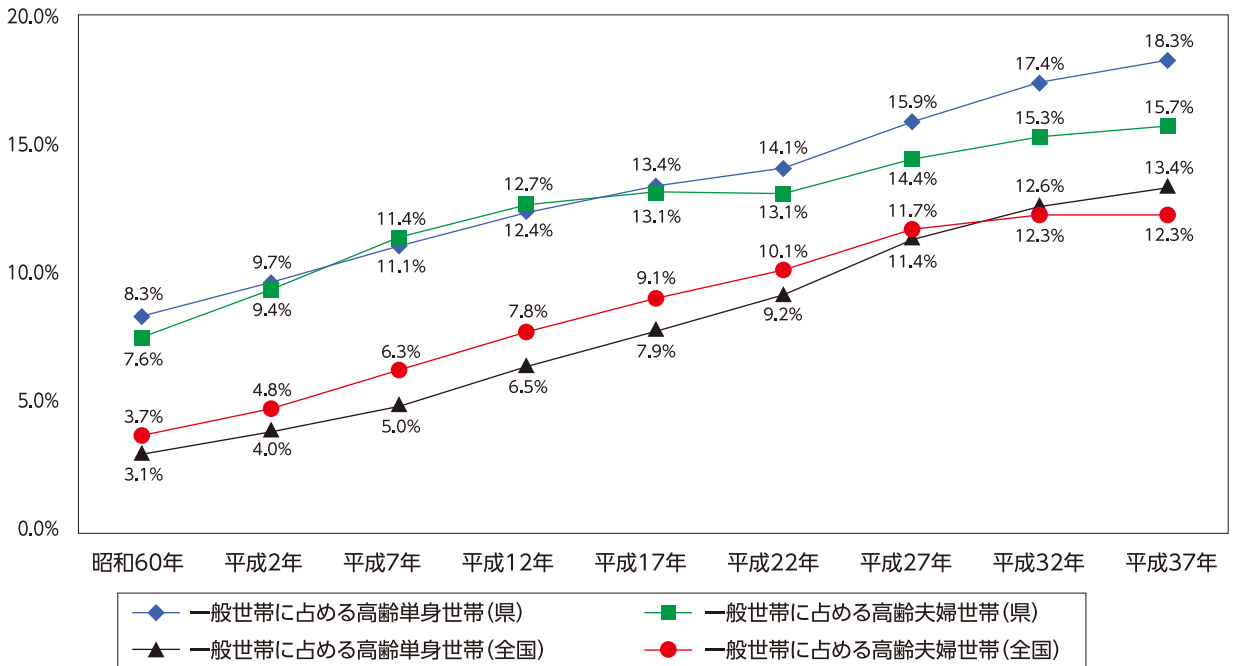
本県の高齢化の状況

1 高齢化率の推移



(注1) 総人口には「年齢不詳を含む」 平成25年は総務省統計局「人口推計」
 平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」
 (注2) () 書は総人口に対する割合で, [] 書は65歳以上人口に対する割合

2 高齢者世帯の状況



[平成22年までは総務省統計局「国勢調査」
 平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」
 (平成25年1月推計) 及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県推計）（平成26年4月推計) ）」

3 要介護(要支援)認定者の状況

(単位：人)

区分	第1号被 保険者数 (A)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計 (B)	第1号被 保険者に 含める割 合(B/A)
本県	459,791	13,544	13,327	18,207	14,341	11,874	12,134	11,418	94,845	20.63%
		14.3%	14.0%	19.2%	15.1%	12.5%	12.8%	12.1%	100.0%	
全国	30,938,654	750,974	744,200	1,020,185	956,008	721,750	673,569	590,327	5,457,013	17.64%
		13.8%	13.6%	18.7%	17.5%	13.2%	12.4%	10.8%	100.0%	

(注) 1 介護保険事業報告平成25年3月分による。

県介護福祉課調べ

2 要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者のみ。

4 要介護(要支援)認定者及び要介護度の推計

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者		482,554	489,786	496,805
要介護(要支援)認定者計		100,238	102,865	105,941
第1号被保険者に占める割合		20.8	21.0	21.3
要 介 護 度 別	要支援1	13,817	14,109	14,255
	要支援2	14,097	14,577	14,953
	要介護1	20,041	20,794	21,707
	要介護2	15,045	15,339	15,806
	要介護3	12,766	13,139	13,654
	要介護4	12,991	13,414	13,989
	要介護5	11,481	11,493	11,577

(注)：各市町村の介護保険事業計画の推計値(第1号被保険者のみ)を集計

県介護福祉課調べ

詳しくは県ホームページを
ご覧ください。
<http://www.pref.kagoshima.lg.jp>

このパンフレットに
関するお問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課
TEL.099-286-2696 FAX.099-286-5554
Email kaigo@pref.kagoshima.lg.jp

